

- ・精算の事務処理が適正になされていないもの (新産業振興課)
- ・委託内容が適正でないもの (元気長寿福祉課、文化財保護課)
- ・補助金の交付決定等の手続きが適正でないもの (商業観光振興課)
- ・諸手当の支給を誤っているもの
(人事課、自治振興課、循環社会推進課、下水道課、森林政策課、健康福祉政策課、
医務薬務課、商工政策課、国際課、農政課、畜産課、水産課、病院事業庁)
- ・旅費の支給を誤っているもの
(地域振興課、循環社会推進課、医務薬務課、商工政策課、新産業振興課、国際課、
労政能力開発課、耕地課)

(エ) 契約関係 (3 件)

- ・設計積算、随契理由、その他契約に係る事務が適正でないもの (企業庁)

(オ) 財産関係 (15 件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの
(地域振興課、琵琶湖再生課、自然環境保全課、生活衛生課、水産課、農村振興課、
河港課、建築課、スポーツ健康課、警察本部)

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成 19 年 7 月 9 日から 8 月 29 日までに実施した 77 機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

地方行政を取り巻く厳しい財政状況は本県においても例外ではなく、平成 18 年度滋賀県歳入歳出決算審査意見書において「次世代にツケを残さない」持続可能な行財政基盤の確立について意見を述べたところである。

こうした厳しい財政状況の中にあっても、各種県有施設の整備・維持は県民の福祉の向上に寄与するものであることから、その整備・維持については、より効果的・効率的な実施が求められるものである。

とりわけ、各種施設の維持管理費用は、次の時代に大きな負担を残すことに繋がることから、その建設に当たっては、計画・設計の段階から、将来的な維持管理の経費を縮減する視点をもって取り組むとともに、既存の各種施設についても、将来的な必要性の有無を検証したうえで、今後も継続的に必要とされるものについては、計画的な修繕を実施するなど各施設の長寿命化を図りながら維持管理等の総費用の最小化を図るストックマネジメントの取り組みを進めることが必要である。

については、各種施設を所管する所属にあつては、こうした視点からの取り組みを進められるよう求めるものである。

なお、個別の所属に対する意見は次のとおりである。

(1) 県政の情報発信について (政策調整部広報課)

県政の主要事業や施策等の情報を県内外に発信するために、広報誌の発行、新聞広告等様々な事業を実施しているところである。

これらに加えて、新聞、雑誌、放送局などの各メディアへのパブリシティに積極的に取り組むことは、速報性、広域性、客観性、経済性の観点からも効果が大きいので、各メディアに対する情報提供の方法を工夫するなど、パブリシティを積極的に活用し、効果的、効率的な県政の情報発信になお一層努められたい。

(2) 公用車の効率的な管理・運用について (政策調整部企画調整課、総務部総務課)

職員が出張に用いる公用車の管理については、各課で管理する公用車と総務課において集中的に管理し、大津、彦根、長浜、近江八幡の 4 か所に配置しながら有効に活用している公用車とがあり、後者の公用車の年間稼働日数は約 230 日を超え、高い稼働状況にある。

現在、本庁および各振興局等には約600台の公用車があるが、年間稼働日数の少ない公用車や修繕に多額の費用を要した事例が認められた。

共用の公用車が増えれば、各課管理に係る公用車の台数を減らすことや修繕費を縮減することも可能と思われることから、本庁および各振興局等における共用公用車設置箇所・台数の一層の拡大を検討されたい。

併せて、公用車の導入および管理・運用について、リースや借り上げを含め、一層効率的な取扱いが可能となるよう関係部局が連携して検討されたい。

(3) 税込確保対策について (総務部税政課)

平成18年度末の県税込収入未済額が3,521,668千円(徴収猶予額を除く)の多額に上り、極めて厳しい県の財政状況の中、税込確保は喫緊の課題である。

このため、平成17年度より平成19年度までの3年間、滞納整理特別対策室を設置し、平成17年度より平成18年度の実績において、個人県民税、自動車税について、収入未済額の圧縮および収入歩合の向上に一定の成果を収めたが、三位一体改革による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、収入未済額の増加が懸念されるところであり、今後とも、税込確保、税負担の公平・公正の確保に向けた徴収体制の確立を検討されたい。

(4) 下水道施設の整備について (琵琶湖環境部下水道課)

本県の下水道の普及率(平成18年度末 82.2% 全国第7位)は、全国平均(70.5%)を上回っている。一方、滋賀県全体のこれまでの下水道建設総事業費は、1兆3,659億円(平成17年度末 県:5,018億円 市町:8,641億円)に達し、地方債残高は5,218億円(平成17年度末 県:576億円 市町:4,642億円)になっている。

下水道建設事業の最盛期に比べ近年の事業費は減少傾向にあるとはいえ、ここ数年でみても普及率を1%上げるのに、県・市町合わせて約180億円の建設費を要している。

しかしながら、整備が完了した下水道への接続率は86.3%(平成18年度末)の現状であるので、供用開始した下水道の効用を一層高めるため、市町と連携し、接続率の向上に努められたい。

(5) 水草刈取事業について (琵琶湖環境部自然環境保全課)

琵琶湖の水草については、平成6年の大渇水以降、琵琶湖全域で増加が著しく、夏期において広い範囲で繁茂するという状況になっている。このような水草の繁茂は、水草の腐敗による悪臭の発生、船舶の航行障害、琵琶湖の景観の阻害といった様々な弊害をもたらしている。

このため、毎年度琵琶湖の水草の刈取事業を実施しているが、水草繁茂対策について試験研究機関等とも連携し、一層効果的な事業の実施に取り組まれたい。

(6) 介護サービスの質の向上に向けた人材の確保・育成について

(健康福祉部健康福祉政策課、元気長寿福祉課)

介護現場においては、介護需要の高まりから介護従事者が着実に増加しているにもかかわらず、離職率が高く、労働移動が激しい業種となっている。

現在、介護現場では、常態的に求人募集がされているものの、給与水準が低いことなどにより、必要な職員の確保が出来ず、慢性的な人手不足をきたしており、多様化、高度化し、増大していく介護ニーズに対応することが困難な状況となっている。

このため、安定的に質の高い介護サービスの維持・向上を図ることが必要であり、今後とも、介護人材の確保・育成に向けた支援を推進されたい。

(7) 障害者の就労支援ネットワークについて

(健康福祉部障害者自立支援課、商工観光労働部労政能力開発課)

障害者の自立を支援していくためには、各地域で生活面と就労面を切れ目なく支える仕組みを構築するとともに、雇用と福祉の連携による多様な雇用・就労機会の確保を図っていくこと

が必要であり、本県では福祉・労働が協力して「働き・暮らし応援センター」を設置するなどの各種施策に取り組んでいるところである。

障害者の雇用・就労を一層促進するには、企業および働く障害者を総合的にバックアップする体制を整備する必要があるので、企業、福祉関係者、教育関係者および行政による障害者の就労支援ネットワークの組織化に向けて一層努力されたい。

(8) 商工会議所・商工会に対する補助金について(商工観光労働部商業観光振興課)

商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的に商工会議所および商工会が設置され、各種事業が実施されている。

商工会が行う地域振興への取組を支援するため、各種イベント事業への補助金が支出されているが、当該補助事業について補助事業実績報告額に精算過大な事例があったことから、今後は、各種補助事業の事業費および成果等の実績確認について、十分精査するなど、補助金交付事務の一層厳格な執行を期されたい。

(9) 担い手の確保・育成について(農政水産部農業経営課)

農業従事者の高齢化などで、地域農業の継続や耕作放棄地の増加が懸念される中で、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者や特定農業団体等の担い手の確保、担い手の経営基盤の充実強化が喫緊の課題である。

そのため、種々の取り組みをしているが、担い手への農地集積による効率的・安定的な経営の実現のため、農業協同組合等が担い手へ農地集積を進められるよう、なお一層働きかけを強められたい。

(10) 琵琶湖環状線の利用促進について(土木交通部交通政策課)

平成18年10月に琵琶湖環状線(北陸本線・湖西線直流化)の開業に伴い、新快速電車の延伸、ダイヤ本数の増便、近江塩津駅での乗換環状運行の実現などにより湖北地域・湖西地域における鉄道交通の利便性・快適性が向上した。

本県においては、北陸本線等直流化工事促進事業負担金として平成15年度から平成18年度までの4年間にわたり約58億円という多額の県費を支出しているところであるので、当該事業の効果を最大限に発揮させるため、関係機関との連携を強化し、より集客力を高めるなどの利用促進策を実施するよう努められたい。

(11) 学校給食を通じた食育の推進について(教育委員会事務局スポーツ健康課)

食育基本法に基づき「滋賀県食育推進計画」が平成19年6月に策定され、食育の推進のために家庭、学校、保育所、地域等が中心に様々な場面で関係者が連携し、取り組むことが求められているところである。

とりわけ、子どもの食生活をめぐる課題が大きく取り上げられている中、県教育委員会においては、管理栄養士・栄養教諭の配置や学校給食に地場産物を活用することを推進するなどの取り組みをされているが、学校給食は子どもに健全な食習慣を身につけさせるなど重要な役割を果たすことから、市町教育委員会と連携を図りながら、なお一層、学校給食を通じた食育の推進に努められたい。